

産指第1425号

令和4年9月1日

一般社団法人大阪電業協会 御中

大阪府環境農林水産部  
循環型社会推進室

### 府発注工事等における電子マニフェスト使用の義務化について

日頃は、大阪府の廃棄物行政の推進にご理解、ご協力をいただき、お礼申し上げます。

また、貴団体におかれましては、会員事業者に、建設工事に伴う廃棄物について元請業者が排出者責任を果たすこと、マニフェストを適切に運用することなどについて周知啓発をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、電子マニフェストについては、事務処理の効率化やセキュリティ管理などのメリットがあり、産業廃棄物の適正処理につながることから、その普及促進を図っているところですが、この度、令和5年4月1日以降に契約を行う「本府発注工事」及び「府が排出事業者となる産業廃棄物処理委託業務」について、電子マニフェストの使用を義務化することを公表しましたので、お知らせします（別紙1及び2）。

つきましては、今回の電子マニフェスト使用の義務化に係る事業者向けチラシを別添のとおり作成しましたので、会員の皆さまへご周知いただければ幸いです。本チラシは下記のサイトからもダウンロード可能です。

電子マニフェストの操作方法等に関しては、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)のサイトで、電子マニフェスト導入実務説明会、体験できるデモシステムや操作マニュアル・ビデオを案内しています(下記サイト参照)ので、会員の皆さまに併せてご周知いただき、ご活用いただければ幸いです。

なお、貴団体において、会員を対象とした操作研修会等の開催をご希望の場合は、講師の派遣など、府が同センターと調整いたしますので、下記担当者までご相談ください。

### 記

大阪府ホームページ「電子マニフェストについて」

[https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/osaka\\_denmani/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/osaka_denmani/index.html)

#### 【問合せ先】

大阪府環境農林水産部

循環型社会推進室産業廃棄物指導課

排出者指導グループ 担当：澤田、佐藤

TEL 06-6210-9570 (直通)